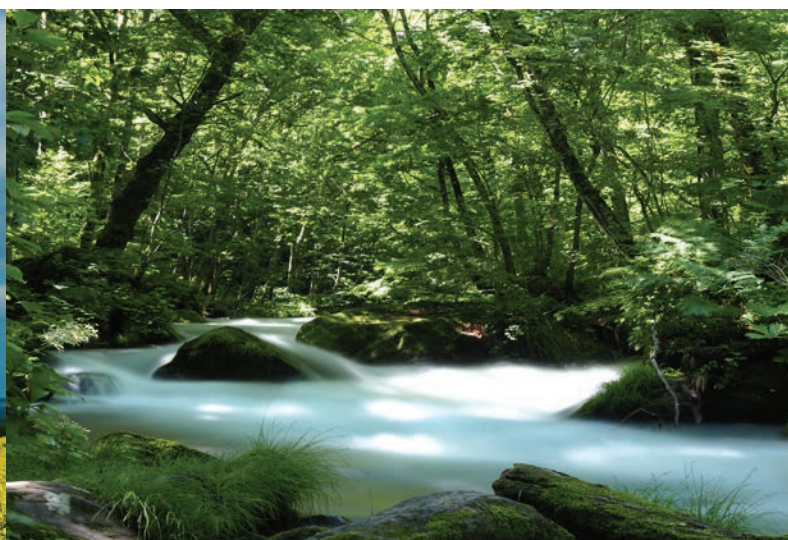
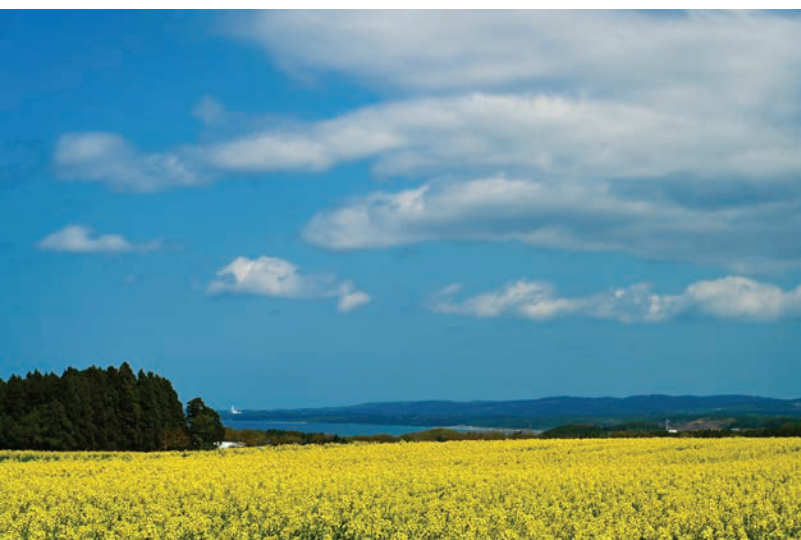

DISCLOSURE

ディスクロージャー

2026



あなたの街のコミュニティバンク

青森県信用組合

ごあいさつ

皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、当組合の現状(令和7年度第55期)についてディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌をご高覧いただき、皆さまの当組合に対するご理解をさらに深めていただければ幸いに存じます。

ご承知のとおり、令和7年度の国内経済は、トランプ関税や米価高騰、中東情勢の緊迫化等により物価は上昇傾向が続く一方で、非製造業を中心に価格転嫁が進み、利益を確保し次の設備投資や賃上げに備える等、経済は正常化しつつあります。また、新政権による経済政策への期待感や、米中貿易摩擦対立の緩和感から、日経平均株価が堅調に推移する等、今後の国内景気の底上げが期待されます。

一方で、物価高の継続や賃上げによるコスト増加、人手不足等により、中小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

この間、青森県経済は緩やかに持ち直しており、個人消費については百貨店・スーパー、コンビニなどの販売額や国内外旅行が堅調に推移しています。また、最低賃金の引上げや賃上げ機運の高まりから雇用環境に改善が見られる一方、中小規模事業者にとってはコスト負担となり、思うように価格転嫁が進まない企業にとっては重要な経営課題となっています。さらに、デジタル化の進展や、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃への対応も求められている状況にあります。

このような情勢下、私たち青森県信用組合は、金融仲介機能を十分に発揮し、県内の中小規模事業者や個人の皆さまへの安定的かつ円滑な資金供給や金融サービスの提供に努め、「相互扶助」という不変の基本理念を持つ「地域になくてはならない“けんしんよう”」として、皆さまのご期待に沿えるようさらに努力をする所存でございます。

今後とも、より一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

理事長 堀内 元博



事業方針

■経営理念

「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を合言葉に、「けんしんよう」は、地元に根ざした協同組織金融機関として、皆さまに愛され、皆さまとご一緒に歩んでまいります。

■経営方針

1. 健全経営

健全経営を堅持し、ふれあいを大切に、心のこもった質の高い金融サービスで、最も信頼される「信用組合」を目指しております。

2. 地域密着

最も親近感あふれる金融機関として、地域活動に積極的に支援・参加し、地域と共に歩み、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

3. 職場活力

仕事を通じ、各職員が自己実現を図れるような、活力ある明るい職場づくりを目指しております。

■令和8年度業務基本方針

経営基盤(体質)の強化を念頭に次の5点を基本方針としております。

1

収益力の強化

2

経営の効率化

3

資産の健全化

4

中小規模事業者に対する
信用供与の円滑化

5

コンプライアンスの徹底と
マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の強化

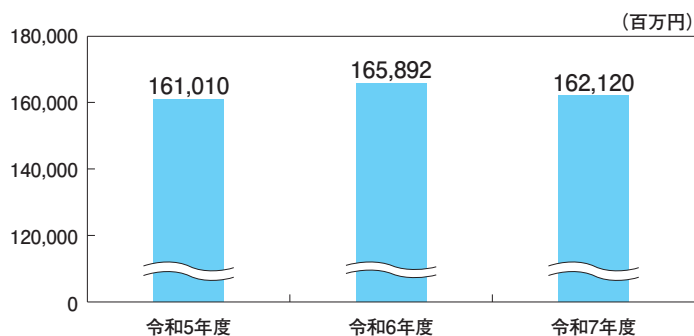
経営環境・事業概況

令和7年度の青森県経済は、個人消費や観光関連需要が堅調に推移し、緩やかな持ち直しの動きが続きました。

一方で、労働力不足への対応や生産性向上への取組が求められるなか、最低賃金の引上げや賃上げ機運の高まりによる人件費の上昇、原材料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いています。こうしたなか、十分な価格転嫁が進まない企業もみられるなど、コスト上昇への対応が中小規模事業者にとって重要な経営課題となっています。

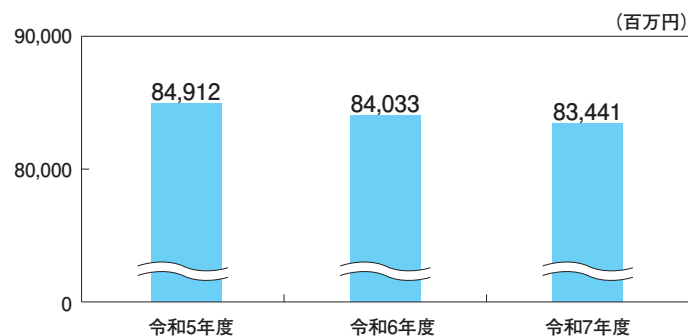
このような経営環境にあって、当組合では、今後とも経営基盤をより強化するとともに、円滑な資金供給やコンサルティング機能の発揮を通じ、地域経済の活性化や生産性向上等に向け積極的に取組むなど、地域に密着した経営方針のもと、地元中小規模事業者の皆さま並びに住民の皆さまを中心に「ふれあいのけんしんよう」として事業を展開してまいりました。その結果、当組合の業績は次のとおりとなりました。

■預金残高



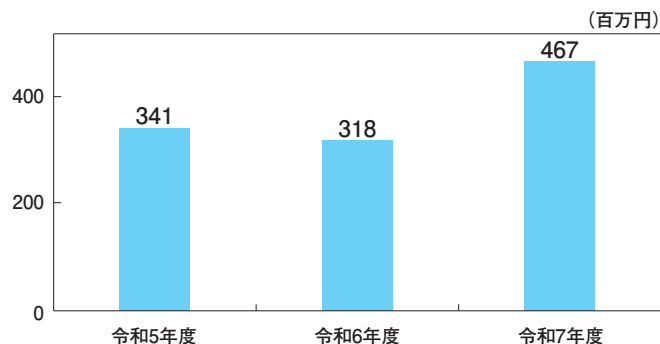
預金残高は、主に個人預金の減少により、前年度末比37億71百万円減少の1,621億20百万円となりました。

■貸出金残高



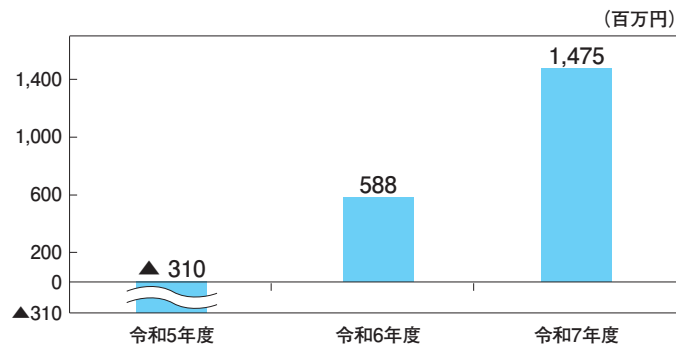
貸出金残高は、事業向け貸出や個人ローンが増加した一方、地方公共団体向け貸出が減少したことから、前年度末比5億91百万円減少の834億41百万円となりました。

■コア業務純益



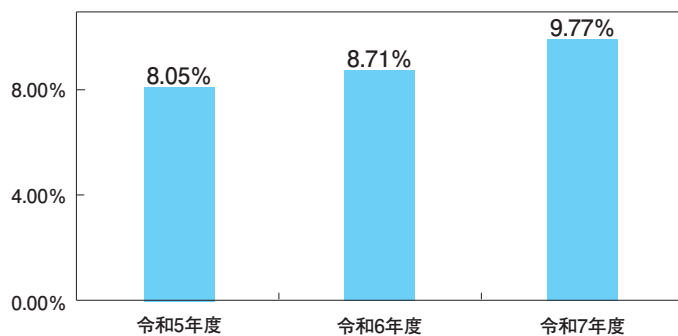
コア業務純益は、預金・貸出金・為替業務などによる、金融機関としての本来業務による利益を表し、前年度比1億49百万円増益の4億67百万円となりました。

■当期純利益



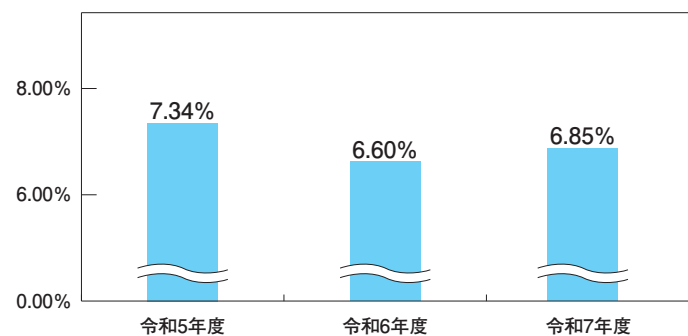
当期純利益は、利鞘の改善により、前年度比8億87百万円増益の14億75百万円となりました。

■自己資本比率

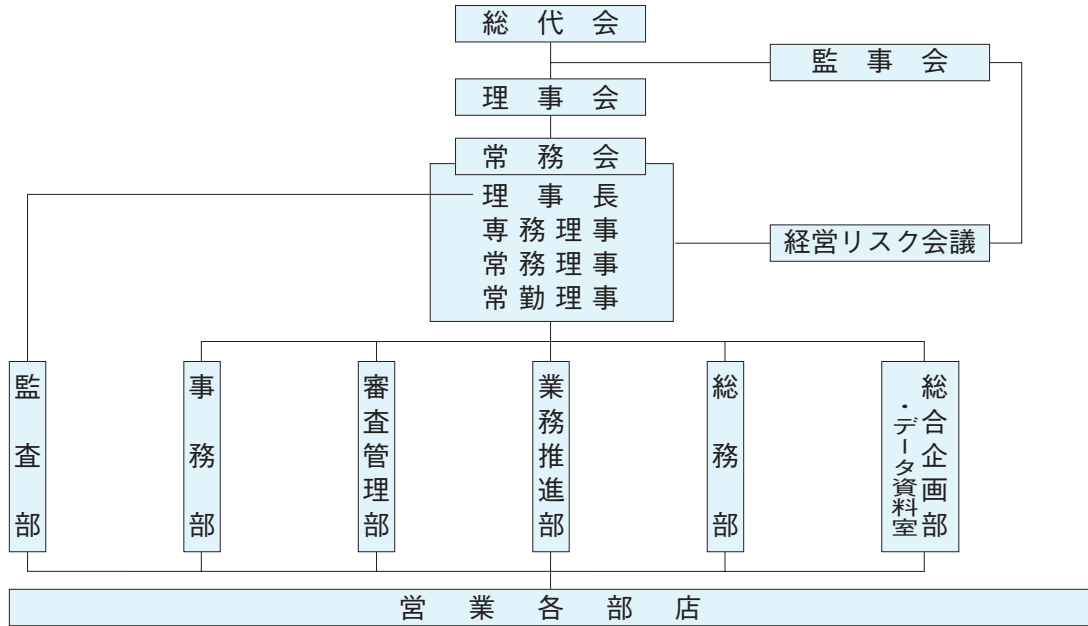


自己資本比率は、前年度末比1.06ポイント上昇の9.77%となり、国内基準である4%を上回っております。今後も、引き続き自己資本の充実を図り、安全性・健全性の向上に努めてまいります。

■不良債権比率



不良債権比率は、前年度末比0.25ポイント悪化の6.85%となりました。また、協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権に基づく不良債権の保全率は、93.08%となり、ほぼ全額保全されております。



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) (令和8年6月30日現在)

理 事 長／堀内 元博	理 事／釜淵 清嗣
専務理事／原田 学	理 事／田中 京子
常務理事／古川 利彦	理 事／松江 康代
常勤理事／佐々木 修	理 事／越田 雅光
理 事／中村 憲一	理 事／橋本 大輔
理 事／一戸 久男	常勤監事／澤 純市
理 事／下久保 淳一	員外監事／西村 晴夫
理 事／松宮 俊吉	監 事／磯沼 慎一郎

注)当組合は、職員出身者以外の理事11名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

(单位:人)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	103,924	103,605
法 人	4,732	4,707
合 計	108,656	108,312

会計監査人の氏名又は名称

(令和8年3月末現在)

平岡智広 公認会計士

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和46年 7月／ 青森県信用組合設立(三戸信用組合、東青信用組合、七戸信用組合、三沢信用組合、西北信用組合、中弘信用組合の県内6信用組合合併)
白鳥大八氏理事長就任
・設立時の状況(昭和46年6月30日)
預金 16,092百万円
貸出金 11,892百万円
 - 昭和49年 9月／ 黒石支店開設
 - 昭和57年10月／ 預金オンライン稼動
 - 昭和59年 8月／ 為替オンライン稼動(全銀内国為替制度加盟)
 - 昭和62年 7月／ 融資オンライン稼動
 - 平成元年 8月／ 全国の信用組合とのCD相互利用(SANCS)取扱開始
 - 平成 2年 7月／ 全国の都銀、地銀とのCD相互利用(MICS)取扱開始
 - 平成 3年10月／ むつ信用組合と合併
 - 平成 4年 6月／ 中央支店開設(柳町支店、堤支店統合)
 - 平成 5年 4月／ 関連会社「けんしんよう信用保証株」設立
 - 平成 6年 5月／ けんしんよう年金友の会「沙羅」発表
10月／ SKC(しんくみ全国共同センター)加盟
 - 平成 8年10月／ CDキャッシング代金払業務開始
 - 平成11年 5月／ インターネット上にホームページ開設
 - 平成12年 3月／ デビットカードサービスの開始
 - 平成13年 6月／ インターネットバンキング・モバイルバンキングを開始
 - 平成14年10月／ 全国の加盟信用組合相互のATM利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の取扱開始
 - 平成17年 1月／ 決済用預金(無利息型普通預金)の取扱開始
 - 平成18年 2月／ 全国の第二地銀、信用金庫、労働金庫及び他信用組合との「ATM相互入金業務」の取扱開始
 - 平成25年 2月／ でんさいネットサービスの開始
 - 平成27年 5月／ 第6次オンラインシステム稼動
 - 平成28年 9月／ 弘前支店新築オープン
 - 平成30年 4月／ 青森銀行(現 青森みちのく銀行)とのATM相互入金サービス取扱開始
6月／ 堀内元博氏理事長就任
 - 令和 3年 7月／ 創立50周年
 - 令和 3年11月／ むつ営業部新築移転オープン

総代会について

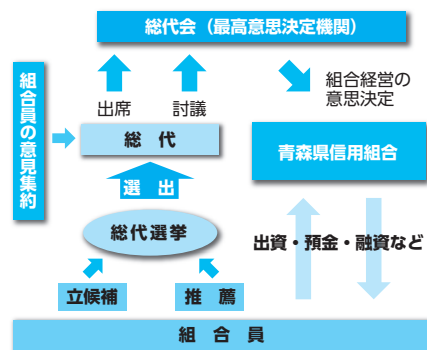
■総代会の仕組みと役割

信用組合は、出資者である組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融の円滑化と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて当組合の経営に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営されております。

総代会は、毎事業年度終了後の6月に通常総代会が開催され、また、必要に応じて臨時総代会が開催されます。



■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

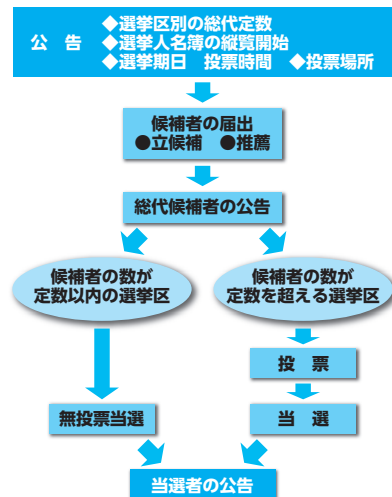
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方若しくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む。））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区を6つの区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、120人以上150人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております（令和8年6月30日現在の総代数134人、組合員数107,584人）。



■総代会の決議事項等の議事概要

令和8年6月26日開催の第55回通常総代会において、次の決議事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- 報告事項 第55期 計算書類（貸借対照表・損益計算書）及び事業報告
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 第56期事業計画の設定並びに収支予算（案）承認の件
- 第3号議案 組合員除名に関する件
- 第4号議案 理事13名選任の件
- 第5号議案 補欠監事2名選任の件

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

（令和8年6月30日現在）

選挙区	対象地区	総代定数	総代数	総代氏名													
第1区	八戸市 三戸郡	21	18	坂本 勝克	小原 新平	松尾 晃和	武土澤 勝義	武土澤 弘美	相内 洋夫								
				小坂 章	菊池 貞三郎	村下 政拓	小島 元子	小島 喜久男	根市 裕明								
第2区	三沢市 十和田市 上北郡	30	30	本田 篤	榎山 武浩	坂本 美洋	澤口 幸男	中野 武美	川口 尚人								
				大竹 正貴	木村 一清	小山田 春夫	江渡 信貴	古内 秀典	後澤 寿雄								
第3区	青森市 東津軽郡	42	37	米内山 正義	中嶋 喜宣	石田 俊一	田中 忠則	田島 政義	和田 竹千代								
				岡山 武彦	蛭名 商栄	蛭名 一孝	田中 修	船見 亮悦	佐々木 伸芳								
第4区	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡	17	15	西舘 勉	浪岡 豊	附田 久志	五日市 肇	林 光利	吉田 長一								
				小向 洋五郎	木村 雅行	川口 元	小林 昭男	上長根 浅吉	相内 正明								
第5区	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡	13	13	成田 俊幸	肴倉 治	対馬 彰	金子 幸恵	工藤 賀津夫	木立 光正								
				奥崎 昭雄	徳差 栄	足立 弘長	高坂 正次	小塚 武雄	武内 寿夫								
第6区	むつ市 下北郡	27	21	中村 直人	白鳥 五大	沼田 智光	小笠原 清隆	小塚 孝	佐藤 良一								
				齋藤 忠幸	吉川 健一	境 弘邦	大矢 進	黒滝 孝	石井 新也								
第7区	三浦市	10	9	松野 ミツ	熊谷 優	加藤 郁男	七尾 孝洋	小川 正美	神 浩二								
				山崎 治喜	米田 孝嗣	杉谷 和穂	正木 聡子	船水 勝則	奥谷 寛人								
第8区	合計	150	134	種市 健一													
				赤石 健	石田 豊章	成田 浩斉	白取 浩史	太田 匠	福井 清								
第9区	合計	150	134	佐々木 武一	齊藤 康仲	福島 英一	松宮 賢治	高樋 憲	宮本 敦								
				木立 慶次	山口 正一	對馬 学											
第10区	合計	150	134	乗田 孝一	佐々木 文人	菊池 誠一	増田 清則	和島 隆志	齊藤 和博								
				小田桐 喜吉	山中 政広	石岡 博次	長内 明彦	田中 正治	鈴木 秀夫								
第11区	合計	150	134	嶋野 淳一													
				川島 明	石橋 彰	菊池 正光	杉山 幹彦	下斗米 明子	菊池 一幸								
第12区	合計	150	134	高橋 正一	内田 征吾	石塚 郁大	川西 宏樹	相内 祥一	菊池 茂								
				濱中 省三	板井 一丸	山崎 隆一	吉田 卓巧	舘岡 清貴	前川原 亨								
第13区	合計	150	134	三浦 庸一	野崎 徳子	菊池 卓											

■総代の属性別構成比

（令和8年6月30日現在）

職業別	個人2.2%、個人事業主10.9%、法人役員86.9%
年代別	50歳代以下18.2%、60歳代24.8%、70歳代47.5%、80歳代以上9.5%
業種別	卸売業・小売業29.9%、建設業27.0%、各種サービス業21.2%、製造業4.4%、不動産業2.9%、運輸業2.2%、農業・林業・漁業2.2%、金融業・保険業0.7%、その他9.5%

※業種別は、個人事業主、法人役員に限る。

リスク管理体制

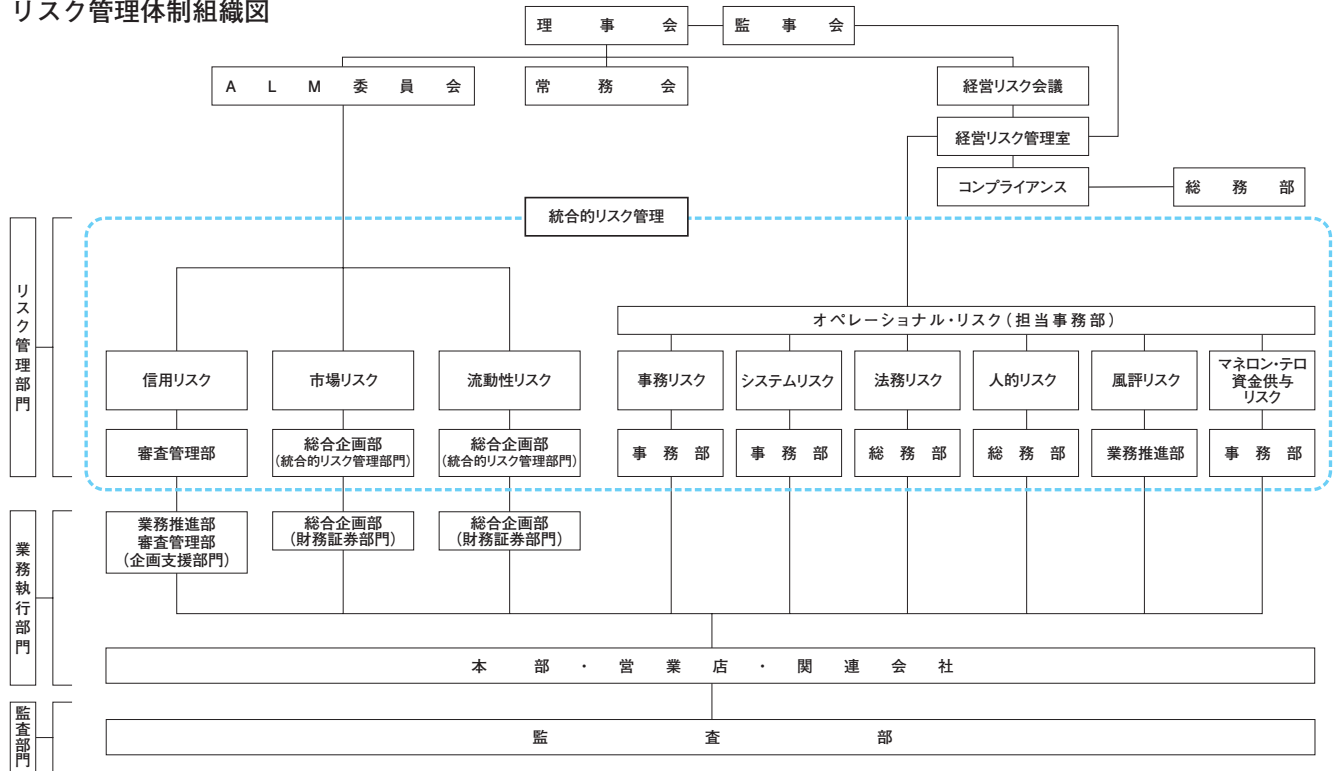
●リスク管理体制

金融環境の変化や金融技術の高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクは多様化・複雑化しており、これらのリスクを適確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当組合では、「ALM委員会」および「経営リスク会議」を設置しており、各リスクをより正確に把握・分析し適正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでいます。

また、リスク管理にあたっては、各所管部署による管理のほか、業務に内在する各種リスクを一元的に管理し、総体的に捉えたリスクを経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的として統合的リスク管理を行っています。

リスク管理体制組織図



●信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴求が不能となることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、担当部署が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っているほか、職員に対しては、融資のさまざまな研修を行い、審査管理能力の向上に努めております。

また、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しているほか、信用リスク計量化システムにより信用リスクを定量化し、ALM委員会において管理しております。また大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行い、ALM委員会で管理しております。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利・有価証券等の価格、為替相場などの市場リスクの要因の変動により保有する資産価値が低下し損失を被るリスクのことです。

当組合ではALM委員会において、金融・経済動向や金利予測等について検証し、市場リスクへの迅速な対応、より健全な資産、負債の管理及び収益確保に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる、または市場情勢等により、市場において取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスクのことです。

当組合では担当部署により運用・調達、資金繰りの状況を把握するとともに、ALM委員会にて検証を行い、適切な流動性リスク管理に努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

当組合では事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスクについて管理し、オペレーショナル・リスク担当部署において、各種リスクの洗い出しと対応策の協議等を行なっているほか、経営リスク会議をリスク管理の統括機関として、管理対象リスクについて評価・検討する体制としています。

事務リスク管理については、各種規程・マニュアル等の整備、研修・事務指導等の実施、定期的な内部監査及び自店検査の実施により厳正な事務管理に努めております。

システムリスク管理については、当組合は信組共同センターにオンラインシステムの運用を委託しており、同センターにおけるバックアップシステム等により安全性を確保しております。また情報資産に対する管理体制を規程に定め、安定した業務遂行に努めております。

法令等遵守の体制

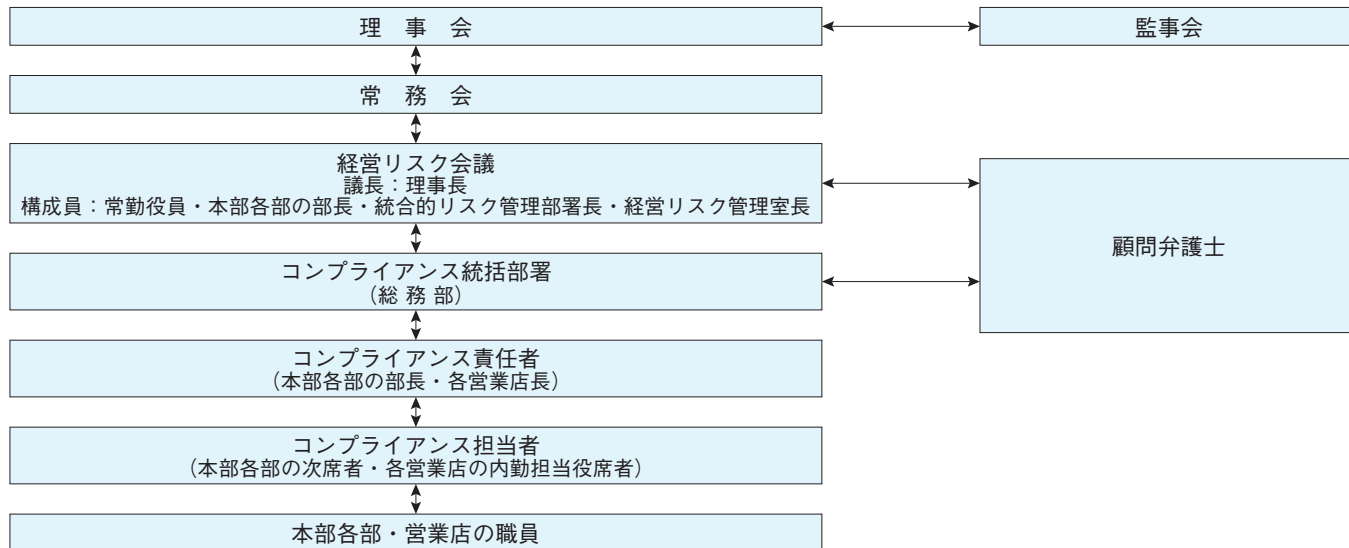
●法令等遵守の体制(コンプライアンス)について

「コンプライアンス」とは、金融取引において、公正な競争、個人情報の厳正な取扱い、マネー・ローンダリングの防止等の法令やルールを厳格に遵守しながら社会的規範を維持することです。

当組合では、協同組織金融機関としての「社会的責任」と「公共的使命」を果たすため、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図っており、その実現に向け、コンプライアンス体制を円滑かつ実効性のあるものとするため、役員自らが率先垂範を旨とし、体制整備及び意識の高揚に取り組んでおります。

体制の構築については、経営リスク会議を設置するとともに、本部各部署及び各営業店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携して体制の確立に努めており、また、規程・マニュアル等の制定により遵守を促すとともに、自店検査及び本部担当部署による内部監査により、相互牽制の強化を図っております。

●コンプライアンス体制



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに青森県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、退任時に総代会で承認を得た後、支払っていましたが、令和元年度に本制度を廃止しました。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	45	82
監 事	8	9
合計	54	91

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事13名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

地 域 貢 献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、青森市に本店を置き、青森県全域を営業区域として、地元の中小零細事業者や住民の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民の皆さま一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常に顧客(組合員)の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取組んでおります。

今後とも、「地域から信頼され、地域になくてはならない信用組合」を目指し、地域社会の発展に貢献する「けんしんよう」として皆さまと一緒に歩んでまいります。

融資を通じた地域貢献

◎貸出先数・貸出残高(令和8年3月31日現在)

当組合は、青森県内での資金供給の円滑化を図る役割を担っており、協同組織金融機関として、当組合貸出金の大部分を県内中小企業者や県民の皆さまへの融資で占めております。その状況は次のとおりとなっております。

〈事業者向け融資〉

先 数	貸出残高	うち運転資金	うち設備資金
1,572先	55,355百万円	36,913百万円	18,442百万円

〈地方公共団体向け融資〉

先 数	貸出残高
15先	5,766百万円

〈個人向け融資〉

先 数	貸出残高	うち消費者ローン		うち住宅ローン	
		件 数	貸出残高	件 数	貸出残高
8,369先	22,320百万円	11,031件	12,166百万円	603件	6,911百万円

※個人事業者向けの個人消費資金を含みます。

◎資金ニーズに応じた各種融資商品の提供

当組合では、事業者の皆さまや県民の皆さまの資金ニーズに迅速にお応えするため、各種融資商品を提供しております。また、今後も、皆さまのニーズにお応えすべく、融資商品の開発・発売に積極的に取組んでまいります。

●主な事業者向けローン

(令和8年6月30日現在)

種 類	ご融資額	お使いみち	返済方法	返済期間
事業者カードローン	2,000万円以内	事業資金	利息元金組入	2年毎再審査
事業者応援資金 ファーストクラス	1,000万円以内	事業資金	証書貸付 元金均等返済・元金均等返済 手形貸付 期日一括返済	10年以内 1年以内

●主な個人向けローン

(令和8年6月30日現在)

種 類	ご融資額	お使いみち	返済方法	返済期間
新ワイドカードローン	10～300万円	自由(事業資金も可)	残高スライド	自動更新(1年)
ミドルカードローン	10～200万円	自由(事業資金を除く)	定額返済	自動更新(3年)
金利選択型住宅ローンマイセレクト	10,000万円以内	住宅資金	元利均等返済	40年以内
多目的ローン	2,000万円以内	マイカー資金 教育資金 リフォーム資金 その他資金使途が明確なものの	元利均等返済	15年以内 15年以内 10年以内
		住宅サポート資金 (当組合住宅ローン利用者限定資金使途が明確なもの、他金融機関目的系ローン(借換資金))		20年以内 (但し住宅ローンの融資期間内)
新多目的サポートローン	500万円以内	マイカー資金 教育資金 リフォーム資金	元利均等返済	10年以内
新フリーローン	1,000万円以内	自由(事業資金を除く)	元利均等返済	15年以内
フリーローンリバティ	1,000万円以内	自由(事業資金を除く)	元利均等返済	15年以内
新スーパーサポートローン	500万円以内	自由(事業資金も可)	元利均等返済	15年以内

取引先への支援状況等

◎事業再生支援への取組み

当組合では、審査管理部内に「企業再生支援」の専任者を配置し、経営改善や事業再生を必要とするお取引先に対し、営業店、お取引先と一体となって、経営改善や事業再生に取組んでおります。

令和7年4月から令和8年3月まで新たに外部機関及び外部専門家を通じての事業再生支援状況は、次のとおりです。

- ・青森県中小企業活性化協議会を通じた支援 4先
- ・外部専門家との連携を通じた支援 2先

◎担保・保証に過度に依存しない融資の推進

当組合では、無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金ファーストクラス」の取扱いを行っており、担保・保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取組んでおります。

これら商品の令和8年3月末現在の残高は206先1,194百万円となっております。

◎創業支援への取組み

当組合では、新時代に即応した、創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し地域経済の活性化につなげようと、創業支援融資制度「未来」の取扱いを行っております。

◎物価高騰・人手不足等に対する取組み

当組合では、物価高騰や人手不足等の影響を受けたお客様に対し、経営強化保証制度等の各種支援メニューの活用、既存のご融資・ローンのご返済条件の見直し等を通じて、より一層の金融仲介機能の発揮に当組合を挙げて取組んでおります。

◎新たなビジネスチャンスの創出やビジネスパートナーの出会いの場を提供

当組合では、上部団体であります全国信用協同組合連合会が主催する「しんくみ食のビジネスマッチング展」を活用し、新たなビジネスチャンスを創出し、ビジネスパートナーとの出会いの場を提供しています。当組合では、このようなビジネスマッチング展を通じて販路の開拓や新商品の開発、販売促進などの活動を行い、事業の発展と地域の振興に貢献していきます。

本ビジネスマッチング展への参加者事業者 令和7年度実績 2先

地域サービスの充実

◎店舗・ATM等チャネルの充実

当組合は、県内に18の店舗と、10カ所の店舗外ATMを設置するほか、全国のMICS加盟金融機関とのATM出金業務提携や、全国の信用組合、第二地銀、信用金庫、労働金庫及びゆうちょ銀行とのATM入出金業務提携を実施しております。また、セブン銀行(入出金業務)やイオン銀行(入出金業務)ともATM業務提携を行っているほか、JR東日本関東会社(株)ビューカードとのATM提携により、JR東日本管内の駅に設置しているATM[VIEW ALITE(ビューアルitte)]での出金及び残高照会のお取扱いもできます。

さらに、青森みちのく銀行とのATM相互利用で出金手数料無料提携「あすなろネット」に加え、入金手数料無料提携も実施しているほか、全国の加盟信用組合とのATM相互利用手数料無料提携「しんくみお得ネット」の実施や、当組合組合員に対しての他信用組合及び第二地銀、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、セブン銀行のATM利用による入金手数料のキャッシュバックサービスを実施するなど、ATM利用手数料の無料化を推進しております。

文化的・社会的貢献に関する活動

◎エコ絵画コンクールの実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。

このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願い実施しているものです。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

◎献血運動に参加

9月1日から9月7日までの「しんくみの日」週間にちなみ、社会貢献活動の一環として、平成15年度より毎年継続して献血活動を実施しております。令和7年度は、9月2日に本店駐車場において移動採血車による献血活動を実施し、当組合従業員の

このほか、各クレジット会社等へのATM開放や、多様化するライフスタイルにあわせ、インターネットバンキングやQRコード決済サービスの提供を実施するなど、チャネルの拡充を図り、お客さまの利便性向上に努めております。

◎けんしんよう年金友の会「沙羅」による活動

けんしんよう年金友の会「沙羅」は、当組合で年金をお受取りの皆さまの親睦を図るため、平成6年に発足し、現在の会員数は9,240名(令和8年3月末)となっております。会員の皆さまには、金利上乘せ定期預金や、消費者ローン金利の引き下げ等のサービスを実施しております。

◎お客さまアンケート調査の実施

当組合に対するお客さまのご意見をお伺いするため、令和7年8月にお客さまアンケート調査を実施しました。おかげさまで、多数のお客さまからのご回答をいただき、貴重なご意見・ご要望を頂戴しました。当組合では、今回のアンケート結果を活用し、これまでに以上のサービス・機能の提供に努めるとともに、今後も、お客さまの満足度向上のため、より一層努力してまいります。

ほか、お取引先の皆さまにもご参加いただきました。

◎未使用切手等収集寄付活動

9月1日から9月30日までの1カ月間、未使用のはがき・切手や使用済み切手等の収集活動を行いました。

役職員はもとより、組合員やお取引先の皆さまからもご協力をいただき、多数の未使用はがき・切手や使用済み切手等が集まり、社会福祉に役立てるため、青森県社会福祉協議会へ寄付いたしました。

◎クリーン活動

地域に密着した地域貢献活動の一環として、今年度も継続して、県内4カ所(青森エリア・津軽エリア・むつエリア・県南エリア)で清掃活動を実施いたします。

ト ピ ッ ク ス

●「けんしんようエコ絵画コンクール」の実施

当組合では、平成22年度から、地球温暖化防止と環境保護活動の一環として「けんしんようエコ絵画コンクール」を実施しております。

このコンクールは、子ども達に自然環境の美しさや自然環境保護の大切さを知ってほしいと願い実施しているものです。

昨年度は、第16回目の実施となりましたが、「青森県の美しい森林」、「青森県の自然と生物」というテーマで、県内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒の皆さんから作品を募集（募集期間：令和7年7月1日～9月5日）したところ、176点の応募をいただきました。

入賞した作品については、当組合の本支店においてロビー展を開催したほか、当組合のカレンダーにも使用しております。

●「出資者向け金利上乗せ定期預金」取扱開始のご案内

当組合では、令和7年6月2日（月）より、店頭表示金利に年0.1%を上乗せした「出資者向け金利上乗せ定期預金」の取扱いを開始いたしました。預入期間1年、預入金額は10万円以上100万円以下にてお取扱いております。

【お申込みいただける方】

当組合に1,000円以上の出資をいただいている個人の組合員の方が対象です。

すでにお取引のあるお客様で、まだご出資されていない方や、新たに口座開設とあわせてご出資をお考えの方は、この機会にぜひご検討をお願いいたします。

詳しい内容やご相談は、お気軽にお近くの本支店窓口までお問い合わせください。

●「しんくみピーターバンカード」の寄付金贈呈

「しんくみピーターバンカード」は、お客様に負担をかけることなく、カード利用代金の0.3%を、県内の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動団体や、子供たちの健全育成の支援活動団体等に寄付するほか、0.2%をロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティ」へ寄付するものです。

当組合では令和7年9月に、社会福祉法人申孝福祉会及び社会福祉法人むつ中央福祉会へ寄付金を贈呈しており、今後も引き続きこうした取組みを継続してまいります。

●「けんしんようはばたき奨学金」

当組合では、地域への社会貢献活動の一環として、高等学校の新入学生を対象とした返済不要の給付型奨学金制度「けんしんよう はばたき奨学金」を設けております。令和8年度は5月に奨学金をお渡ししております。

●セミナーの開催について

当組合では、毎年お取引先のお客さまを対象にセミナーを開催しております。今年度は、11月上旬に本店営業部6階にて「中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会（東奥日報社共催）」を開催いたします。本講習会では、元請け事業者に対して適正な価格交渉や価格転嫁を進めるための交渉術、および具体的なノウハウをわかりやすく解説いたします。

金 融 円 滑 化 へ の 取 組 み

当組合は、地域の中小企業者や個人の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給することや、経営相談・経営改善などの支援に取組むことは、地域金融機関として重要な役割と認識しており、従来より積極的に取組んでまいりました。こうしたなか、平成21年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行されたことを受け、金融仲介機能をさらに発揮していくため、金融円滑化に係る方針や規程を定めるとともに、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置するなどの態勢整備を行い、より一層の地域金融の円滑化に取組んでおります。

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末で終了となりましたが、当組合では引き続き金融円滑化に関する相談・支援に積極的に取組んでまいります。

地 域 密 着 型 金 融 へ の 取 組 み

令和7年度地域密着型金融推進計画の履行状況

1. 基本方針

当組合は「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念としております。協同組織金融機関として、金融サービスの提供を通じ、地域社会との持続的な共存共栄を目指しており、「地域密着型金融」は、まさにこの経営理念と基軸を一にするものです。

したがって、当組合は協同組織金融機関としての役割を最大限に履行するため、地域経済活性化に向けた恒久的な取組みとして、より一層、地域密着型金融を推し進めてまいります。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等の地方創生施策を踏まえ、県内の各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」に則した地方創生への取組に積極的に参画し、地域経済の活性化に向け取り組んでまいります。

2. 推進計画

項 目	具 体 的 な 取 組 み	数値目標	履 行 状 況
1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮			
(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握分析 ① 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮へ向けた人材育成 (2) 最適なソリューションの提案 ① 創業・新事業支援機能の強化 ② 担保・保証に過度に依存しない融資の推進 ③ 経営改善指導、支援 ○ 経営改善可能性のある企業の選定、支援方策の検討 ○ 外部機関等の活用による事業再生支援	○ 上部団体である「全信中協」、「全信組連」主催を中心とした外部研修への参加及び内部研修の実施 ○ 通信教育の励行 ○ 創業支援融資制度「未来」の販促促進 ○ 「事業者応援資金ファーストクラス」の販促促進 ○ 経営改善支援取組先の選定 ○ 経営改善計画取組先の選定 ○ ランクアップ ○ 外部機関及び外部専門家等の第三者的視点や専門的な知見・機能の積極的な活用による事業再生支援	○ 17先 ○ 17先 ○ 5先	○ 「全信中協」等主催の研修への参加 ○ 通信教育の励行と受講者への奨励金交付 ○ 販促促進の継続 ○ 令和8年3月末残高 206件 1,194百万円 ○ 経営改善支援取組実績 17先 ○ 経営改善計画取組実績 16先 ○ ランクアップ 0先 ○ ランクダウン 3先 ○ 中小企業活性化協議会実行先 2先 ○ 外部専門家連携先 1先
2. 地域の面的再生への積極的な参画			
(1) 地方公共団体や各種団体等との連携による地域の活性化支援 (2) 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等の地方創生施策の推進と積極的な参画	○ 地方公共団体や各種団体等との連携強化及び取組みへの参画 ○ 地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」推進のための態勢整備及び積極的な参画		○ 地方公共団体や各種団体主催の諸会議への出席 ○ 地方創生への取組み強化に向け、業務推進部を主管部署とし各地方公共団体や弘前大学との提携等を推進
3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信			
(1) 地域密着型金融の取組み状況等に関する情報開示	○ ディスクロージャー誌及びホームページの活用による情報開示		○ 地域密着型金融推進計画及び同計画の履行状況をディスクロージャー誌やホームページに掲載
4. その他			
(1) 地域活性化につながる多様なサービスの提供 利用者ニーズに基づいたサービスの提供と経営への反映	○ 「利用者満足度アンケート調査」の継続実施と改善策の検討・実施		○ 令和7年8月、アンケート調査を実施 令和7年10月、調査結果を公表

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は、地域に根差した協同組織金融機関として「相互扶助の精神に基づき、組合員の繁栄と地域社会の発展に貢献する」を経営理念とし、地域社会の永続的な発展に寄与することを最も重要な社会的使命と考えております。

このような考えのもと、中小企業の経営支援については、支援先訪問による密着した取組みを基本とし、経営課題に応じた解決策の提案や、条件変更などの必要な措置を柔軟かつ迅速に実行していきます。

また、支援先の経営改善計画達成に向け、営業店と本部が連携してモニタリングを強化し、経営課題の解決に取組んでいきます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成25年2月1日付で、東北財務局長並びに東北経済産業局長より、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受け、審査管理部内に経営支援を専門とする「企業再生支援グループ」を設置しております。

また、中小企業者の金融円滑化を図るために、貸付条件の変更はもちろん、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、さらには、外部専門家（公認会計士等）と連携し、支援先の経営改善、事業再生などに取組んでおります。

中小企業の経営支援に関する取組状況

●創業・新規事業開拓の支援

創業・起業・新事業を志す方に対して、その実現を支援し、新たな価値の創造を促し、地域経済の活性化につなげていただくため、創業支援融資制度「未来」の取扱いをしております。

●成長段階における支援

無担保・第三者保証人不要の「事業者応援資金ファーストクラス」の取扱いを行っております。また、日本政策金融公庫と連携したCLO融資（地方創生ローン）の取扱いも含め、担保・保証に過度に依存しない融資の推進に積極的に取組んでおります。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- 青森県中小企業活性化協議会の下で抜本的な経営改善を図るため、当組合を含む複数の金融機関が連携した支援を実施し、支援先の財務健全化に取組んでおります。
- 青森県中小企業活性化協議会の下で当組合が取引先企業の経営改善計画書の作成をサポートする等、経営改善に向けた抜本的な取組みをしております。
- 外部専門家（公認会計士等）と連携して事業再生を図り、支援先の財務健全化に取組んでおります。
- 外部専門家と連携した経営改善計画書の作成や、他金融機関と協調した条件変更の実施など、支援先企業の経営改善に取組んでおります。
- 令和3年7月に経営支援力の強化に向け、株式会社商工組合中央金庫と連携協定を締結。令和4年3月に「公益財団法人21あおり産業総合支援センター」と連携協力協定を締結しており、県内中小企業等の支援体制を強化し、地域経済の発展に取組んでおります。

令和7年度の中小企業向け新規融資取扱状況

新規融資先数：延べ449先
新規融資金額：21,016百万円

令和7年度の条件変更の対応状況

- 中小企業向け条件変更対応状況
申込口座数：696件 申込金額：9,847百万円
実行口座数：638件 実行金額：9,314百万円
- 住宅資金の条件変更対応状況
申込口座数：7件 申込金額：66百万円
実行口座数：6件 実行金額：45百万円

- 本部支援担当部署が選定した中小企業再生支援先17先については、本部主導で経営改善に取組んでおります。

令和7年度他金融機関と連携し条件変更実行先：14先
令和7年度の外部専門家連携先：10先

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行なっております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	360件	301件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.55%	31.03%
保証契約を解除した件数	43件	15件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

※個人事業者向け融資を含みます。

地域の活性化に関する取組状況

人口減少や企業数の減少など、厳しさを増す地域経済環境の中において、当組合は、地域の皆様の事業活動を支え、地域全体の活性化に貢献することを目的に取り組んでいます。

創業・新規事業の立ち上げ支援から、成長段階における資金供給、さらには経営改善・事業再生に至るまで、金融仲介機能を最大限に発揮し、事業者のあらゆるステージに寄り添った支援を展開しています。

こうした支援を通じて、事業者の生産性向上と持続的な成長を力強く後押しするとともに、企業の育成や新たな雇用の創出を促進し、地域経済の活性化に取組んでいます。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」等の地方創生施策を踏まえ、9団体（青森県・青森市・五所川原市・むつ市・三沢市・弘前市・平内町・おいらせ町・三戸町）および弘前大学と提携し、その趣旨に基づき、地域社会の発展のため積極的に取組んでおります。

主な手数料一覧

(令和8年6月30日現在)

種 類		3万円未満	3万円以上
振込手数料	窓口	当組合あて※1	330円
		他金融機関あて	600円
	ATM	同一店内あて※2	無 料
		本支店あて	110円
		他金融機関あて	380円
	EB	同一店内あて※1	無 料
		本支店あて	110円
		他金融機関あて	380円
	振込組戻料	当組合あて	660円
		他金融機関あて	1,100円

※1 同一店内あて(受取人の口座がある店舗の窓口からの振込)、本支店あての振込です。

※2 受取人口座と依頼人口座が同一店舗の場合の振込です。

代金取立	同一店内の小切手※3	無 料
	他店の小切手	440円
	手形	660円
	個別取立※4	1,100円

※3 受付店と支払店が同一の場合

※4 電子交換所に参加しない金融機関の手形・小切手、電子交換対象外証券等

その他	不渡手形返却料	1,100円
	取立手形組戻料	1,100円
	取立手形店頭呈示料	660円
	他金融機関あて	1,100円
種 類		料 金
通帳証書等再発行		1,100円
カード再発行		1,100円
残高証明書		660円
発行手数料		1,100円
取引履歴発行手数料(1口座当たり 直近10年まで)		1,100円
夜間金庫使用料(月額)		5,500円
けんしんようEBサービス法人利用料(月額)		1,100円
青森県信用組合ビジネスバンキング スタンダードサービス(月額)		2,200円
青森県信用組合ビジネスバンキング フルサービス(月額)		3,300円

※不渡手形返却料、取立手形組戻料は、同一店内あて、本支店あて、他金融機関あて、いずれも同一手数料となります。

CD・ATM手数料			料 金
当組合の通帳・カードによるお引出し(お取引1回毎)	平日	7時から8時まで	110 円
		8時から18時まで	無 料
		18時から21時まで	110 円
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	110 円
青森みちのく銀行のカードを利用(出金)(あすなろネット)	平日	8時から18時まで	無 料
		18時から21時まで	110 円
		8時から21時まで	110 円
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	無 料
青森みちのく銀行のカードを利用(入金)(相互入金提携)	平日	8時から21時まで	無 料
		18時から21時まで	無 料
		8時から21時まで	110 円
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	無 料
他金融機関のカードによるお引出し(お取引1回毎)	平日	8時から18時まで	110 円
		18時から21時まで	220 円
		8時から21時まで	220 円
	土曜・日曜・祝日	8時から21時まで	220 円
ゆうちょ銀行のカードによるお引出し・お預け入れ(お取引1回毎)	平日	8時から18時まで	110 円
		18時から21時まで	220 円
		8時から9時まで	220 円
		9時から14時まで	110 円
	土曜日	14時から21時まで	220 円
		8時から9時まで	220 円
		9時から14時まで	110 円
		14時から21時まで	220 円
	日曜・祝日	8時から21時まで	220 円
		8時から8時45分まで	220 円
		8時45分から18時まで	110 円
		18時から21時まで	220 円

〈青森みちのく銀行ATMの利用〉

青森みちのく銀行のATMを手数料無料でご利用いただけます。

入金(入金)は終日無料、出金は時間外手数料が必要となります。(平日8:00～18:00は手数料無料)

(注)1. 当組合ATMでの、当組合の通帳、カードによるお預け入れは、全ての曜日、時間帯が無料です。

2. 上記の手数料には、消費税10%が含まれております。

両替手数料			
硬貨の合計枚数(お持込枚数とお受取枚数のいずれが多い枚数)			
1～50枚	51～500枚	501～1,000枚	以降 1,000枚毎に 1,100円加算
無料	550円	1,100円	

大量硬貨入出金手数料			
硬貨取扱枚数			
1～100枚	101～500枚	501～1,000枚	以降 1,000枚毎に 1,100円加算
無料	550円	1,100円	

(注)1. 大量の硬貨をお持ち込みされる場合、事前に枚数・金額をご確認のうえお持ちください。また、お預け入れの硬貨は、事前に枚数・金額をご確認のうえお持ちください。

(注)2. 同時(同日)に複数回の両替・大量硬貨入出金を依頼される場合は、その合計枚数に応じた手数料をいただきます。

(注)3. 記念硬貨の両替、汚損による両替、子供の貯金箱による両替・入金、社会貢献につながる寄付金等の両替・入金は無料となります。

融資関係手数料

種 類	区 分	手数料(税込)	備 考
不動産担保調査手数料	新規設定	55,000円	
不動産担保変更手数料	極度額変更・追加設定・抹消(一部・全部)・順位変更	22,000円	(注)1
条件変更手数料	証書貸付、手形貸付、当座貸越分割回収条件の変更、最終期限の延長	11,000円	(注)2
繰上返済手数料	事業性融資の証書貸付を期日前に全額返済または一部を繰上返済した場合	11,000円	1件につき (注)3
返済予定表再発行手数料	返済予定表再発行時	1,100円	1件につき

(注)1. 根抵当権は全部抹消・一部抹消ともに対象となり、抵当権は一部抹消のみ対象としません。

不動産担保物件の追加や一部解除、極度額の変更(減額・増額)を行う場合にいただきます。

建築資金貸出に係わる追加担保設定(普通抵当権)の場合は除きます。

分譲案件貸出に係わる抹消(一部・全部)の場合は除きます。

令和6年3月31日以前に債務完済し、以降借入が発生していないお客さまからの担保解除依頼の場合は除きます。

(注)2. 同時に複数契約の条件変更を行う場合は、複数の契約を1契約として手数料をいただきます。

証書貸付、手形貸付の場合は、分割回収条件の変更、最終期限の延長の場合に限りません。

当座貸越の場合は、更新不可となり残高確定し証書貸付へ条件変更した場合に限りません。

財源引当工事期限延長に伴い、最終期限の延長をする時に、工期が延長になる旨記載された資料を提出された場合は除きます。

(注)3. 当組合貸出による借換の場合は除きます。

融資残高が100万円以下の繰上返済は除きます。

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期預金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

G. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

H. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(ハ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ヘ) 保護預り及び貸金庫業務

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出下さい。
【青森県信用組合総務部】 電 話：017-739-7110 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
受付時間：午前9時～午後5時
なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/>

●紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または下記の「しんくみ相談所」にお申し出ください。
また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。
仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456

店舗一覧表（事務所の名称・所在地及び自動機器設置状況）

（令和8年6月30日現在）

	店 名	住 所	電 話	ATM
青森エリア	本店営業部	〒030-0843 青森市大字浜田字玉川207-1	017-729-3511	1台
	中央支店	〒030-0823 青森市橋本1-3-4	017-723-2271	1台
	駅前支店※	〒030-0801 青森市新町1-3-7	017-723-2671	1台
	沖館支店	〒038-0011 青森市篠田2-21-12	017-766-2368	1台
	浪打支店	〒030-0961 青森市浪打1-1-15	017-743-1504	1台
津軽エリア	弘前支店	〒036-8355 弘前市大字元寺町17	0172-35-0225	1台
	黒石支店	〒036-0376 黒石市旭町8-5	0172-52-8341	1台
	五所川原支店	〒037-0067 五所川原市字敷島町66-4	0173-35-3020	1台
むつエリア	むつ営業部	〒035-0073 むつ市中央2-8-1	0175-24-1131	1台
	大畑支店※	〒039-4401 むつ市大畑町新町63-3	0175-34-3425	1台
	六ヶ所支店※	〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附269	0175-72-2234	1台
県南エリア	三沢支店	〒033-0011 三沢市幸町2-2-12	0176-53-4161	2台
	十和田支店	〒034-0011 十和田市稲生町14-12	0176-23-5265	1台
	七戸支店※	〒039-2525 上北郡七戸町字七戸218-3	0176-62-2175	1台
	上北町支店※	〒039-2405 上北郡東北町上北南1-22-10	0176-56-3121	1台
	八戸支店※	〒031-0802 八戸市小中野1-4-56	0178-43-0611	1台
	三戸名川支店	〒039-0105 三戸郡南部町大字沖田面字沖中46	0179-23-0028	—
	田子支店※	〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字田子21	0179-32-3320	1台

店外ATM店

店 名	住 所
むつ市役所出張所	むつ市
マエダ本店出張所	むつ市
泊出張所	上北郡六ヶ所村
三戸出張所	三戸郡三戸町
名川出張所	三戸郡南部町
三戸名川出張所	三戸郡南部町
旭町出張所	青森市
木造出張所	つがる市
百石出張所	上北郡おいらせ町
川内出張所	むつ市

地区一覧

青森市	三沢市	中津軽郡
弘前市	むつ市	南津軽郡
八戸市	つがる市	北津軽郡
黒石市	平川市	上北郡
五所川原市	東津軽郡	下北郡
十和田市	西津軽郡	三戸郡

※昼休導入店舗

窓口営業時間（平日）	9:00～11:30 12:30～15:00
------------	---------------------------

11:30～12:30は昼休みとします。
ATMはお昼休みもご利用いただけます。

当組合の子会社等

（令和8年3月31日現在）

	関 連 会 社
会 社 名	けんしんよう信用保証株式会社
所 在 地	青森市大字浜田字玉川207番1
業 務 内 容	各種ローンに係わる信用保証業務
設 立 年 月 日	平成5年4月21日
資 本 金	10百万円
議 決 権 比 率	10%

— 資 料 編 —

経理・経営内容	14P
資金調達	22P
資金運用	22P
経営内容	24P
自己資本の充実の状況.....	25P
その他業務等	34P



科 目	金 額	金 額
(負 債 の 部)	令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	165,892,442	162,120,836
当 座 預 金	1,437,300	1,168,691
普 通 預 金	81,972,827	79,245,173
貯 蓄 預 金	110,642	115,438
通 知 預 金	74,706	102,531
定 期 預 金	77,219,570	76,611,987
定 期 積 金	4,440,726	4,294,870
そ の 他 の 預 金	636,668	582,144
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	5,000,000	5,000,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越	5,000,000	5,000,000
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	397,136	407,267
未 決 済 為 替 借	44,625	36,523
未 払 費 用	163,698	181,182
給 付 補 填 備 金	415	1,481
未 払 法 人 税 等	9,540	9,369
前 受 収 益	51,605	80,478
払 戻 未 済 金	94,530	66,430
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	—	2,603
そ の 他 の 負 債	32,720	29,198
賞 与 引 当 金	26,712	26,357
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	176,614	175,416
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
睡眠預金払戻損失引当金	3,487	1,307
偶 発 損 失 引 当 金	83,864	137,309
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
負 務 保 証	53,498	15,904
負 債 の 部 合 計	171,633,757	167,884,399
(純資産の部)		
出 資 金	8,235,631	8,190,114
普 通 出 資 金	3,185,631	3,140,114
優 先 出 資 金	5,050,000	5,050,000
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	△1,341,780	133,910
利 益 準 備 金	—	—
その他利益剰余金	△1,341,780	133,910
特 別 積 立 金	—	—
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△1,341,780	133,910
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	6,893,850	8,324,024
その他有価証券評価差額金	△1,818,932	△2,454,795
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△1,818,932	△2,454,795
純 資 産 の 部 合 計	5,074,917	5,869,228
負債及び純資産の部合計	176,708,675	173,753,628

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,672,611	4,560,879
資金運用収益	2,661,331	2,958,226
貸出金利息	2,346,660	2,489,344
預け金利息	118,140	291,523
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	161,024	151,629
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	35,506	25,727
役務取引等収益	116,464	114,700
受入為替手数料	42,280	40,870
その他の役務収益	74,184	73,830
その他業務収益	5,277	11,549
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	5,277	11,549
その他経常収益	889,538	1,476,402
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	385	155
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	889,153	1,476,247
経 常 費 用	3,003,698	3,069,965
資金調達費用	85,636	239,943
預金利息	84,651	237,490
給付補填備金繰入額	258	1,647
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	726	805
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	531,119	490,666
支払為替手数料	19,457	20,707
その他の役務費用	511,662	469,959
その他業務費用	113,970	1,864
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	111,664	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	2,306	1,864
経 費	1,845,766	1,884,756
人 件 費	996,446	998,855
物 件 費	750,206	779,104
税 金	99,112	106,796
その他経常費用	427,205	452,734
貸倒引当金繰入額	347,243	359,727
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	201
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	79,961	92,804
経常利益(又は経常損失)	668,912	1,490,913

科 目	令和6年度	令和7年度
特 別 利 益	2,422	2,391
固定資産処分益	2,302	2,391
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	120	—
特 別 損 失	157,925	14,020
固定資産処分損	8,244	5,479
減 損 損 失	149,680	8,541
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	513,410	1,479,284
法人税、住民税及び事業税	9,540	9,369
法 人 税 等 調 整 額	△84,169	△5,775
法 人 税 等 合 計	△74,629	3,593
当期純利益(又は当期純損失)	588,040	1,475,690
繰越金(当期首残高)	△1,929,821	△1,341,780
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,341,780	133,910

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失)	△1,341,780	133,910
計	△1,341,780	133,910
剰余金処分額(又は損失金処理額)	—	133,900
利 益 準 備 金	—	13,400
特 別 積 立 金	—	120,500
普通出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(年—%の割合)	(年—%の割合)
繰越金(当期末残高)	△1,341,780	10

内部監査有効性の確認と法定監査状況

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第55期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月29日

青森県信用組合

理事長 堀内 元博

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「平岡智広公認会計士」の監査を受けております。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 15年～50年
 その他 3年～60年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上翌事業年度から費用処理
年金資産の額	243,135百万円
年金財政計算上の数理債務の額	207,181百万円
差引額	35,953百万円

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
 年金資産の額 243,135百万円
 年金財政計算上の数理債務の額 207,181百万円
 差引額 35,953百万円
- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
 1.084% (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
- 補足説明
 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高8,850百万円及び財政上の余剰金44,804百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金13百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	3,308百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。	

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事

業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や経営陣による常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理方針に基づき、ALM委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会及び理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程及び余裕金運用取扱要領に従い行われております。

総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を行っております。

総合企画部で保有している株式の一部には、事業推進目的で保有しているものがあ、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部より、ALM委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動の管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「当期末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇)が生じた場合、経済価値は、2,283百万円減少するものと把握しております。また、要求払預金については明確な金利設定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

14. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない非上場株式等は次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	64,554	63,717	△837
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,698	1,571	△127
その他有価証券	18,174	18,174	—
(3) 貸出金(*1)	83,441		
貸倒引当金(*2)	△3,269		
	80,172	82,297	2,125
金融資産計	164,600	165,761	1,160
(1) 預金積金(*1)	162,120	161,683	△437
(2) 借入金(*1)	5,000	5,000	—
金融負債計	167,120	166,683	△437

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、当座借越によるものであり、期間が短期であることから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
関連法人等株式(*1)	1
非上場株式(*1)	14
組合出資金(*2)	859
合 計	874

(*1) 関連法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	一百万円	一百万円	一百万円
地 方 債	一百万円	一百万円	一百万円
社 債	一百万円	一百万円	一百万円
小 計	一百万円	一百万円	一百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	298百万円	275百万円	△23百万円
地 方 債	一百万円	一百万円	一百万円
社 債	1,400百万円	1,295百万円	△104百万円
小 計	1,698百万円	1,571百万円	△127百万円
合 計	1,698百万円	1,571百万円	△127百万円

(3) 関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	337百万円	181百万円	155百万円
債 券	300百万円	300百万円	0百万円
国 債	一百万円	一百万円	一百万円
地 方 債	300百万円	300百万円	0百万円
社 債	一百万円	一百万円	一百万円
小 計	638百万円	481百万円	156百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	一百万円	一百万円	一百万円
債 券	17,536百万円	20,147百万円	△2,611百万円
国 債	1,151百万円	1,568百万円	△417百万円
地 方 債	763百万円	883百万円	△119百万円
社 債	15,621百万円	17,696百万円	△2,074百万円
小 計	17,536百万円	20,147百万円	△2,611百万円
合 計	18,174百万円	20,629百万円	△2,454百万円

16. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年 超
債 券	1,100百万円	9,538百万円	1,725百万円	7,172百万円
国 債	一百万円	一百万円	298百万円	1,151百万円
地 方 債	300百万円	一百万円	683百万円	80百万円
社 債	799百万円	9,538百万円	742百万円	5,940百万円
合 計	1,100百万円	9,538百万円	1,725百万円	7,172百万円

19. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当事業年度における減損処理は0百万円(うち、株式0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末時価が取得原価と比べ、30%以上下落したもののうち、50%以上下落したものは原則全て、30%以上50%未満下落したものは過去一定期間の時価の推移や発行会社の業況

の推移、また、市場環境の動向等を考慮のうえ、回復の可能性が認められないと判断される銘柄の時価が著しく下落したものとして減損処理しております。

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,826百万円
危険債権額	2,780百万円
三月以上延滞債権額	22百万円
貸出条件緩和債権額	97百万円
合計額	5,727百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割りは、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は0百万円あります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,775百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 5,512百万円

24. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 101百万円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 「該当なし」

26. 子会社等の株式又は出資金の総額 1百万円

27. 子会社等に対する金銭債権総額 「該当なし」

28. 子会社等に対する金銭債務総額 11百万円

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,151百万円
貸倒引当金	746百万円
固定資産減損	522百万円
退職給付引当金	49百万円
賞与引当金	7百万円
その他	240百万円
繰延税金資産小計	2,718百万円
税務上の欠損金に係る評価性引当額	△1,151百万円
将来一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,358百万円
評価性引当額小計	△2,510百万円
繰延税金資産合計	207百万円
繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産(負債)の純額	206百万円

30. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	17,600百万円
担保資産に対応する債務	借入金	5,000百万円

上記のほか、為替取引等のために預け金10,080百万円を担保として提供しております。

31. 出資1口当たりの純資産額は130円44銭です。

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 1百万円
- 子会社等との取引による費用総額 152百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 230円74銭
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- 次の資産について、回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額8百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	用 途	種 類	減損損失
青森市内	収蔵品	その他の有形 固定資産	8百万円

当組合は、管理会計上の最小区分である営業店をグルーピングの単位としており、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については、それぞれ独立したグループとしております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産については主に不動産鑑定評価額から、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

経理・経営内容

業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	2,661	2,958
資金調達費用	85	239
資金運用収支	2,575	2,718
役務取引等収益	116	114
役務取引等費用	531	490
役務取引等収支	△414	△375
その他の業務収益	5	11
その他の業務費用	113	1
その他の業務収支	△108	9
業務粗利益	2,052	2,352
業務粗利益率	1.24 %	1.41 %
業務純益	190	722
実質業務純益	206	467
コア業務純益	318	467
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	318	467

(注)1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度一千円、令和7年度一千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 3. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 4. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 5. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	996	998
報酬給料手当	815	821
退職給付費用	54	52
そ の 他	126	125
物 件 費	750	779
事務費	365	404
固定資産費	202	202
事業費	34	34
人事厚生費	11	12
有形固定資産償却	100	87
無形固定資産償却	11	13
そ の 他	24	23
税金	99	106
経 費 合 計	1,845	1,884

役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	116	114
受入為替手数料	42	40
その他の受入手数料	70	71
その他の役務取引等収益	3	2
役務取引等費用	531	490
支払為替手数料	19	20
その他の支払手数料	481	442
その他の役務取引等費用	30	27

受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	7	296
支 払 利 息 の 増 減	73	154

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,300	3,136	3,291	3,672	4,560
経常利益(又は経常損失)	360	358	△ 104	668	1,490
当期純利益(又は当期純損失)	267	380	△ 310	588	1,475
預金積金残高	167,873	164,712	161,010	165,892	162,120
貸出金残高	98,571	95,824	84,912	84,033	83,441
有価証券残高	26,810	26,594	25,576	21,385	19,889
総資産額	189,915	184,543	172,196	176,708	173,753
純資産額	6,538	6,169	5,400	5,074	5,869
自己資本比率(単体)	7.84%	8.08%	8.05%	8.71%	9.77%
出 資 総 額	8,553	8,515	8,323	8,235	8,190
うち普通出資額	3,503	3,465	3,273	3,185	3,140
うち優先出資額	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050
出 資 総 口 数	9,707,095口	9,631,598口	9,247,130口	9,071,262口	8,980,228口
うち普通出資口数	7,007,095口	6,931,598口	6,547,130口	6,371,262口	6,280,228口
うち優先出資口数	2,700,000口	2,700,000口	2,700,000口	2,700,000口	2,700,000口
出資に対する配当金	—	—	—	—	—
うち普通出資に対する配当金	—	—	—	—	—
うち優先出資に対する配当金	—	—	—	—	—
常 勤 役 職 員 数	229人	197人	187人	186人	174人
うち常勤役員数	5人	5人	5人	5人	5人
う ち 職 員 数	224人	192人	182人	181人	169人

(注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の充実の状況(自己資本の構成に関する事項等)

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,893	8,324
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,235	8,190
うち、利益剰余金の額	△1,341	133
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	627	372
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	627	372
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,521	8,696
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36	34
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	36	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	4	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41	34
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,479	8,662
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	80,957	83,114
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間振替		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,858	5,473
フ ロ ア 調 整		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	85,816	88,588
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	8.71 %	9.77 %

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

1. 自己資本調達手段の概要(令和7年度末現在)

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：青森県信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,140百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：青森県信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,450百万円
	③配当率(実質配当率)：年1.00%	
	①発行主体：青森県信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,600百万円
	③配当率(実質配当率)：年2.02%	
期限付劣後ローン	—	

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和7年度末の自己資本比率は9.77%となり、国内基準の4%を上回り、経営の健全性、安全性を十分に保っております。

自己資本の充実度に関しては、自己資本によりカバーすべきリスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、理事会において当該年度のリスク資本枠を設定し、ALM委員会にてリスク量の使用状況を評価する体制としております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	298	292	△5	298	275	△23
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,400	1,316	△83	1,400	1,295	△104
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,698	1,609	△89	1,698	1,571	△127
合 計		1,698	1,609	△89	1,698	1,571	△127

(注) 上記の「その他」は、投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えるもの	株 式	155	90	65	337	181	155
	債 券	303	300	3	300	300	0
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	303	300	3	300	300	0
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	458	390	68	638	481	156
貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取得原価を超えないもの	株 式	85	91	△5	—	—	—
	債 券	19,126	21,007	△1,881	17,536	20,147	△2,611
	国 債	1,309	1,566	△256	1,151	1,568	△417
	地 方 債	869	945	△76	763	883	△119
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	16,947	18,495	△1,548	15,621	17,696	△2,074
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	19,212	21,099	△1,887	17,536	20,147	△2,611
合 計		19,670	21,489	△1,818	18,174	20,629	△2,454

(注) 1. 上記の「その他」は、投資信託等です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	1	1
非 上 場 株 式	15	14
全 信 組 連 出 資 金 等	859	859
組 合 出 資 金	—	—
合 計	875	874

(注) 1. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

3. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	5	11
その他業務収益合計	5	11

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	契約金額 想定元本額	与信相当額	契約金額 想定元本額	与信相当額
与信関連取引(債務保証見返)	53	53	15	15
合 計	53	53	15	15

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末)	50.65	51.46
	(期中平均)	51.14	49.17
預 証 率	(期 末)	12.89	12.26
	(期中平均)	15.88	13.84

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
1店舗当りの預金残高	8,731	9,006
1店舗当りの貸出金残高	4,422	4,635

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	891	931
常勤役職員1人当りの貸出金残高	451	479

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.39	0.86
総資産当期純利益率	0.34	0.85

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	1.61	1.77
資金調達原価率 (b)	1.19	1.29
総資金利鞘 (a - b)	0.42	0.48

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和6年度	164,472 百万円	2,661 百万円	1.61 %
	令和7年度	166,523	2,958	1.77
う ち 貸 出 金	令和6年度	82,628	2,346	2.84
	令和7年度	80,520	2,489	3.09
う ち 預 け 金	令和6年度	55,324	118	0.21
	令和7年度	62,467	291	0.46
う ち 有 価 証 券	令和6年度	25,660	161	0.62
	令和7年度	22,676	151	0.66
資 金 調 達 勘 定	令和6年度	161,832	85	0.05
	令和7年度	163,865	239	0.14
う ち 預 金 積 金	令和6年度	161,569	84	0.05
	令和7年度	163,733	239	0.14
う ち 譲 渡 性 預 金	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和6年度	263	0	0.27
	令和7年度	131	0	0.61

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度85百万円、令和7年度147百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度一百万円、令和7年度一百万円)及び利息(令和6年度一千元、令和7年度一千元)を、それぞれ控除して表示しております。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	81,256	50.29	81,727	49.91
定 期 性 預 金	79,961	49.49	81,714	49.90
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	351	0.21	291	0.17
合 計	161,569	100.00	163,733	100.00

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	116,867	70.44	113,444	69.97
法 人	49,024	29.55	48,676	30.02
一 般 法 人	35,641	21.48	33,982	20.96
金 融 機 関	33	0.02	32	0.02
公 金	13,349	8.04	14,660	9.04
合 計	165,892	100.00	162,120	100.00

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財 形 貯 蓄 残 高	76	71

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	76,825	76,237
変 動 金 利 定 期 預 金	0	0
そ の 他 の 定 期 預 金	393	374
合 計	77,219	76,611

(注) その他の定期預金＝積立定期預金＋期日指定定期預金

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	164	0.19	17	0.02
手 形 貸 付	6,175	7.47	7,230	8.97
証 書 貸 付	66,623	80.63	63,360	78.68
当 座 貸 越	9,664	11.69	9,912	12.31
合 計	82,628	100.00	80,520	100.00

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,607	6.26	1,863	8.21
地 方 債	2,692	10.49	1,227	5.41
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	21,161	82.46	19,387	85.49
株 式	198	0.77	198	0.87
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	25,660	100.00	22,676	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和6年度末 614	0.73	—
	令和7年度末 600	0.71	—
有 価 証 券	令和6年度末 8	0.01	—
	令和7年度末 8	0.01	—
動 産	令和6年度末 —	—	—
	令和7年度末 —	—	—
不 動 産	令和6年度末 27,041	32.18	46
	令和7年度末 26,011	31.17	10
そ の 他	令和6年度末 —	—	—
	令和7年度末 —	—	—
小 計	令和6年度末 27,664	32.92	46
	令和7年度末 26,620	31.90	10
信用保証協会・信用保険	令和6年度末 15,522	18.47	7
	令和7年度末 15,171	18.18	5
保 証	令和6年度末 23,829	28.35	—
	令和7年度末 25,316	30.34	—
信 用	令和6年度末 17,016	20.24	—
	令和7年度末 16,332	19.57	—
合 計	令和6年度末 84,033	100.00	53
	令和7年度末 83,441	100.00	15



資 金 運 用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	—	—	298	1,309
地 方 債	—	303	782	86
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	798	5,343	5,821	6,383
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	798	5,646	6,902	7,779
	1,100	9,538	1,725	7,172

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	47,470	47,036
変 動 金 利 貸 出	36,563	36,405
合 計	84,033	83,441

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	12,382	64.36	12,166	63.77
住 宅 ロ ー ン	6,856	35.63	6,911	36.22
合 計	19,238	100.00	19,078	100.00

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	54,400	64.73	53,299	63.87
設 備 資 金	29,632	35.26	30,142	36.12
合 計	84,033	100.00	83,441	100.00

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	627	16	372	△255
個 別 貸 倒 引 当 金	2,950	△372	2,936	△13
貸 倒 引 当 金 合 計	3,578	△355	3,308	△269

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	4,087	4.86	4,061	4.86
農 業、 林 業	2,112	2.51	2,401	2.87
漁 業	125	0.14	92	0.11
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	478	0.56	549	0.65
建 設 業	11,053	13.15	11,522	13.80
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	0	0.00	50	0.06
情 報 通 信 業	140	0.16	118	0.14
運 輸 業、 郵 便 業	3,322	3.95	3,751	4.49
卸 売 業、 小 売 業	10,823	12.88	12,250	14.68
金 融 業、 保 険 業	496	0.59	493	0.59
不 動 産 業	8,801	10.47	8,459	10.13
物 品 賃 貸 業	21	0.02	15	0.01
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	364	0.43	391	0.46
宿 泊 業	857	1.01	757	0.90
飲 食 業	1,613	1.92	1,490	1.78
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	1,338	1.59	1,236	1.48
教 育、 学 習 支 援 業	350	0.41	363	0.43
医 療、 福 祉	126	0.15	178	0.21
そ の 他 の サ ー ビ ス	7,524	8.95	6,794	8.14
そ の 他 の 産 業	366	0.43	374	0.44
小 計	54,006	64.26	55,355	66.34
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	7,605	9.05	5,766	6.91
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	22,421	26.68	22,320	26.74
合 計	84,033	100.00	83,441	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	2,565	566	1,998	100.00	100.00
	令和7年度	2,826	833	1,993	100.00	100.00
危険債権	令和6年度	2,688	1,471	932	89.42	76.63
	令和7年度	2,780	1,514	903	86.95	71.34
要管理債権	令和6年度	305	63	32	31.25	13.32
	令和7年度	119	69	16	72.15	33.12
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	22	22	3	100.00	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	305	63	32	31.25	13.32
	令和7年度	97	47	13	62.53	26.90
小計	令和6年度	5,559	2,100	2,963	91.10	85.69
	令和7年度	5,727	2,417	2,913	93.02	88.02
正常債権	令和6年度	78,618				
	令和7年度	77,869				
合計	令和6年度	84,177				
	令和7年度	83,596				

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。

6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。

7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権とは、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されているものです。

10.金額は決算後(償却後)の計数です。



自己資本の充実の状況

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要…P19をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要…P19をご参照ください
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和57年政令第44号)第3条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明	「信用リスク」とは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の当組合保有資産の価値が減少ないし消滅するなどして、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、相互牽制の観点から、各部・各セクションの独立性の確保と役割の明確化を図っており、また、管理方法、管理体制等を定めた管理規程を制定し、適切なリスク管理、運営を行っております。
評 価 ・ 計 測	当組合では、自己査定基準書に基づき、厳正な自己査定を実施しております。また、信用リスク量については、信用リスク計量化システムによるシミュレーションをもとにリスク量を計測し、ALM委員会において管理しているほか、大口与信先については、一定の条件下によるリスク計測を行いALM委員会で管理しております。
■貸倒引当金の計算基準 貸倒引当金は、当組合が定める「自己査定基準書」及び「償却・引当の計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定し、適正に計上しております。	
■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しております。 「株式会社格付投資情報センター」、「株式会社日本格付研究所」、「ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク」、「スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス」	
■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行なっておりません。	
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 「信用リスク削減手法」とは、信用リスク・アセットの額の算出において、預金積金担保や有価証券担保、保証等により信用リスク・アセット額を軽減する措置をいいます。 当組合では、融資に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から審査を行っており、担保や保証等による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しており、担保や保証等に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。ただし、審査の結果、担保や保証等が必要な場合や、迅速かつ便宜性が要求される消費者ローン等の制度融資に民間保証を付す場合などは、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。 当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、適切な事務取扱及び適正な評価や管理を行い、担保や保証が法的に有効であることを常に確認しております。 また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金積金との相殺を用いる場合があります。この場合、当組合が定める事務手続きや各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。 当組合では、信用リスク・アセットの額の算出の際の信用リスク削減手法として、適格金融資産担保の自組合預金積金による削減を用いております。	
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 該当事項なし	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

自己資本の充実の状況

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	「オペレーショナル・リスク」とは、当組合の業務の過程における事務ミス、役職員の不正、システム障害などの内部的不適切な事象や、金融犯罪、窃盗、偽造、地震、火災などの外生的な事象により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合は、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、風評リスク、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクに分類しています。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、事務手続の標準化及び適正な事務取扱を図るため、各種マニュアル、事務取扱要領、内部規程を制定し、研修会・臨店等によりその徹底に努めるとともに、各部署による定期的な自店検査及び本部担当部署による臨店監査の実施により、管理体制の強化に努めております。 システム管理については、システム障害等に備えて定めた「コンティンジェンシープラン」に基づき、障害発生を想定した模擬訓練を実施し、その影響を最小限に抑えるよう努力しております。 また、経営リスク会議において、各所管部署から報告された問題点等について原因解明と対応策を協議するとともに、対応策の実行と実行結果の検証を行なっております。
評価・計測	当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	出資等又は株式等エクスポージャーのうち、当組合で保有しているものは、全信組連出資金、その他の出資金、上場株式、非上場株式、関連会社株式があり、これらの財務状況の悪化や時価額の下落等により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、時価のある株式については、当組合が定める「市場リスク管理規程」や「余裕金運用規程」に基づき管理しております。また、出資金及び時価のない株式については、自己査定基準書に基づき厳正な自己査定を行うなど適正に管理を行っております。
評価・計測	当組合では、時価のある株式については、毎日時価額の把握を行うとともに、時価額が一定割合で下落した場合の損失額を毎月計測し、経営陣へ適宜報告を行うなど適切な管理に努めており、出資金及び時価のない株式についても、財務諸表等に基づき厳正な自己査定を行っております。また、会計処理については、当組合が定める「償却・引当の計上基準規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	「金利リスク」とは、市場金利の変動により、資産価値が減少したり、将来の収益に影響が出るなどして、当組合が損失を受けるリスクをいいます。
リスク管理の方針及び管理体制	当組合では、SKC-ALMシステムを用いて、毎月計測を行い、ALM委員会において管理を行っております。
評価・計測	当組合では、SKC-ALMシステムを用いて、ギャップ分析、現在価値分析、VaR分析を行っており、金利変動がおよぼす影響を毎月計測し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

計測対象とした資産・負債

貸出金・有価証券・預け金・預金など、金利・期間を有する資産・負債

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金およびその前提 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
- ・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期 2.5年
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 金融庁が定める保守的な前提の反映により考慮
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません
- ・スプレッドに関する前提 考慮しておりません
- ・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません
- ・自己資本比率など鑑みて、健全性に問題のない水準となっております

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,283	2,262	600	516
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,462	1,652		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	414	283		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,283	2,262	600	516
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,662		7,479	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

自己資本の充実の状況

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P19をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.26をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	80,957	3,238	83,114	3,324
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	80,953	3,238	83,112	3,324
(i) ソブリン向け	1,112	44	1,137	45
(ii) 金融機関向け	13,388	535	12,962	518
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	25,653	1,026	28,439	1,137
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	19,802	792	18,668	746
トラザクター向け	316	12	200	8
(vi) 不動産関連向け	13,524	540	14,232	569
自己居住用不動産等向け	2,690	107	3,211	128
賃貸用不動産向け	5,001	200	1,028	41
事業用不動産関連向け	5,833	233	9,993	399
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	300	12	375	15
(viii) 延滞等向け	1,807	72	1,925	77
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	109	4	137	5
(x) 株式等	106	4	137	5
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ILAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,017	40	855	34
(xiv) 特定項目のうち調整項目に参入されない分部に係るエクスポージャー	525	21	550	22
(xv) その他	3,607	144	3,689	147
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	3	0	2	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を1パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を1パーセントで除して得た額	4,858	194	5,473	218
BI	3,238		3,649	
BIC	388		437	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	85,816	3,432	88,588	3,543

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 「その他」とは、(i)～(xiv)に区分されないエクスポージャーです。

6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引		その他の資産			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内		182,128	179,518	84,179	83,596	23,040	22,180	—	—	74,908	73,741	4,410	4,545
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		182,128	179,518	84,179	83,596	23,040	22,180	—	—	74,908	73,741	4,410	4,545
製 造 業		8,636	8,405	4,144	4,113	4,407	4,207	—	—	85	85	296	280
農 業、 林 業		2,612	2,908	2,612	2,908	—	—	—	—	—	—	31	45
漁 業		645	612	645	612	—	—	—	—	—	—	2	5
鉱業、採石業、砂利採取業		480	551	480	551	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		11,503	11,943	11,503	11,943	—	—	—	—	—	—	297	381
電気・ガス・熱供給・水道業		5,224	5,271	15	62	5,209	5,209	—	—	—	—	—	—
情報通信業		2,130	2,061	140	119	1,702	1,702	—	—	286	239	1	1
運輸業、郵便業		3,952	4,380	3,352	3,780	600	600	—	—	—	—	139	126
卸売業、小売業		11,804	13,248	11,293	12,737	500	500	—	—	10	10	1,243	1,432
金融業、保険業		70,672	68,687	522	515	3,004	2,403	—	—	67,145	65,768	—	—
不動産業		11,998	11,657	8,992	8,651	3,005	3,005	—	—	—	—	632	429
物品賃貸業		21	15	21	15	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		454	480	453	480	—	—	—	—	0	0	17	36
宿泊業		893	794	893	794	—	—	—	—	—	—	440	556
飲食業		1,970	1,805	1,970	1,805	—	—	—	—	—	—	266	157
生活関連サービス業、娯楽業		1,617	1,497	1,596	1,476	—	—	—	—	20	20	97	35
教育、学習支援業		351	363	351	363	—	—	—	—	—	—	4	—
医療、福祉		126	179	126	179	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業		8,031	7,290	8,030	7,290	—	—	—	—	0	0	420	465
その他の産業		374	380	374	380	—	—	—	—	—	—	100	57
国・地方公共団体等		12,225	10,327	7,606	5,768	4,611	4,551	—	—	7	6	—	—
個々のその他		19,051	19,047	19,051	19,047	—	—	—	—	—	—	417	532
その他の他		7,350	7,609	—	—	—	—	—	—	7,350	7,609	—	—
業 種 別 合 計		182,128	179,518	84,179	83,596	23,040	22,180	—	—	74,908	73,741	4,410	4,545
1 年 以 下		50,926	38,062	13,453	14,667	834	1,133	—	—	36,639	22,260	—	—
1 年 超 3 年 以 下		19,096	32,345	6,096	4,642	2,000	3,700	—	—	11,000	24,002	—	—
3 年 超 5 年 以 下		31,266	36,454	8,863	11,554	3,800	6,300	—	—	18,603	18,600	—	—
5 年 超 7 年 以 下		15,512	9,807	9,412	9,007	6,100	800	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		14,510	11,919	13,933	11,387	298	298	—	—	278	232	—	—
10 年 超		29,548	29,318	19,540	19,371	10,007	9,947	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの		21,266	21,610	12,880	12,964	—	—	—	—	8,386	8,645	—	—
その他の他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		182,128	179,518	84,179	83,596	23,040	22,180	—	—	74,908	73,741	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や機関に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	142	208	90	23	18	97	7	2	208	131	—	—
農 業、 林 業	17	10	6	5	13	1	0	1	10	13	—	—
漁 業	—	1	1	—	—	1	—	—	1	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	240	226	32	114	40	134	6	4	226	201	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	33	107	75	2	—	—	1	18	107	91	—	—
卸売業、小売業	1,059	1,047	86	303	63	194	34	4	1,047	1,150	—	—
金融業、保険業	134	—	—	—	130	—	3	—	—	—	—	—
不動産業	220	241	64	13	—	—	43	7	241	246	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	12	7	—	24	2	—	2	—	7	32	—	—
宿泊業	828	391	2	104	419	—	20	9	391	486	—	—
飲食業	171	170	14	1	6	128	8	1	170	41	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	80	91	15	8	3	71	—	—	91	28	—	—
教育、学習支援業	4	4	—	—	—	4	—	—	4	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	257	259	27	60	0	7	25	38	259	273	—	—
その他の産業	—	59	59	1	—	—	—	10	59	50	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個	116	123	24	82	1	8	15	10	123	188	—	—
合 計	3,322	2,950	501	746	703	649	169	111	2,950	2,936	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		CCF・信用リスク 削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ ウェイトの加 重平均値(%)	
		オン・ バランス 資産項目		オフ・ バランス 資産項目		オン・ バランス 資産項目		オフ・ バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金		3,471	3,687	—	—	3,471	3,687	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		1,873	1,876	—	—	1,873	1,876	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		9,850	7,949	—	—	9,850	7,949	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		0	0	—	—	0	0	—	—	0	0	10%	10%
地方三公社向け		501	501	—	—	501	501	—	—	100	100	20%	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		66,691	64,813	—	—	66,691	64,813	—	—	13,388	12,962	20%	20%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)		37,896	40,885	2,838	1,993	37,568	40,568	258	178	25,653	28,439	68%	70%
	特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		25,558	24,279	14,098	10,195	25,205	23,940	1,114	718	19,802	18,668	75%	76%
	トランザクター向け	—	—	7,172	4,592	—	—	704	445	316	200	45%	45%
不動産関連向け		13,677	13,162	—	—	13,677	13,162	—	—	13,524	14,232	99%	108%
	自己居住用不動産等向け	4,287	4,474	—	—	4,287	4,474	—	—	2,690	3,211	63%	72%
	賃貸用不動産向け	4,995	921	—	—	4,995	921	—	—	5,001	1,028	100%	112%
	事業用不動産関連向け	4,394	7,766	—	—	4,394	7,766	—	—	5,833	9,993	133%	129%
	その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—	—	—	300	375	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		1,575	1,710	—	—	1,575	1,701	—	—	1,807	1,925	115%	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		109	137	—	—	109	137	—	—	109	137	100%	100%
取立未済手形		18	11	—	—	18	11	—	—	3	2	20%	20%
信用保証協会等による保証付		13,034	12,622	—	—	13,034	12,622	—	—	1,012	1,037	8%	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		197	197	—	—	197	197	—	—	106	137	54%	70%
合計										75,803	78,019		

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

			資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
			0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現 金	令和6年	3,471	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	3,687	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び 中 央 銀 行 向 け	令和6年	1,873	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	1,876	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び 中 央 銀 行 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団 体 向 け	令和6年	9,850	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	7,949	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以 外の 公 共 部 門 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係 機 関 向 け	令和6年	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	令和6年	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	令和6年	—	—	—	66,191	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	64,813	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債 権 向 け を 含 む)	令和6年	—	—	—	3,805	—	500	—	—	—	—	—	—	—	13,121	—	—	—
	令和7年	—	—	—	3,805	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,021	—	—	—
特定貸付債権向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け 及 び 個 人 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	704	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	445	—	—	—	—
トランザクター向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	704	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	445	—	—	—	—
不 動 産 関 連 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	1,312	—	—	—	—	—	—	—	2,002	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	360	—	—	—	—	—	—	—	180	—
自己居住用不動産等向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	1,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	360	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,002	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180	—
事業用不動産関連向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣 後 債 権 及 び その他資本性証券等	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	289	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取 立 未 済 手 形	令和6年	—	—	—	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による 保 証 付	令和6年	2,913	10,169	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	2,250	10,372	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	令和6年	—	—	—	85	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	85	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和6年	18,110	10,169	—	70,601	—	507	—	1,312	—	—	—	704	13,533	—	2,002	—	—
	令和7年	15,763	10,372	—	69,217	—	6	—	360	—	—	—	445	13,310	—	180	—	—

自己資本の充実の状況

(単位:百万円)

		資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
		70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,471
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,687
我が国の中央政府及び 中 央 銀 行 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,873
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,876
外国の中央政府及び 中 央 銀 行 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団 体 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,850
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,949
外国の中央政府等以 外の 公 共 部 門 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係 機 関 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
地 方 三 公 社 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66,191
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64,813
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債 権 向 け を 含 む)	令和6年	—	700	—	15,958	—	—	3,957	—	—	—	—	300	—	—	—	38,345
	令和7年	—	500	—	18,017	—	—	5,118	—	—	—	—	300	—	—	—	40,764
特定貸付債権向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け 及 び 個 人 向 け	令和6年	—	24,585	—	—	—	—	1,108	—	—	—	—	—	—	—	—	26,397
	令和7年	—	23,145	—	—	—	—	1,257	—	—	—	—	—	—	—	—	24,848
トランザクター向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	704
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	445
不 動 産 関 連 向 け	令和6年	306	2,974	—	—	75	—	—	1,534	1,167	1	—	4,302	—	—	—	13,677
	令和7年	470	4,113	—	—	188	—	—	424	2,920	—	—	4,504	—	—	—	13,162
自己居住用不動産等向け	令和6年	—	2,974	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,287
	令和7年	—	4,113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,474
賃貸用不動産向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	1,534	—	—	—	1,458	—	—	—	4,995
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	424	—	—	—	315	—	—	—	921
事業用不動産関連向け	令和6年	306	—	—	—	75	—	—	—	1,167	1	—	2,843	—	—	—	4,394
	令和7年	470	—	—	—	188	—	—	—	2,920	—	—	4,188	—	—	—	7,766
その他不動産関連向け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向 け	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣 後 債 権 及 び その他資本性証券等	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	令和6年	—	—	—	—	—	—	309	—	—	—	—	867	—	—	—	1,588
	令和7年	—	—	—	—	—	—	678	—	—	—	—	738	—	—	—	1,706
自己居住用不動産等向けエ クスボージャーに係る延滞	令和6年	—	—	—	—	—	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—	109
	令和7年	—	—	—	—	—	—	137	—	—	—	—	—	—	—	—	137
取 立 未 済 手 形	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106	—	—	124
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11
信用保証協会等による 保 証 付	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,083
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,622
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	令和6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91
	令和7年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105	—	—	197
合 計	令和6年	306	28,261	—	15,958	75	—	5,484	1,534	1,167	1	—	5,470	106	—	—	175,306
	令和7年	470	27,759	—	18,017	188	—	7,191	424	2,920	—	—	5,543	105	—	—	172,278

自己資本の充実の状況

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値(%)		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年
40%未満	100,652	95,720	487	—	10	—	100,701	95,720
40%～70%	15,831	13,959	7,420	4,764	10	10	16,546	14,406
75%	28,126	27,634	7,663	7,403	6	8	28,261	27,759
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	16,097	18,201	2,088	1,496	9	9	15,958	18,017
90%～100%	10,189	12,095	964	780	10	10	10,277	12,149
105%～130%	2,702	3,344	—	—	—	—	2,702	3,344
150%	5,469	5,541	23	22	9	10	5,470	5,543
250%	106	105	—	—	—	—	106	105
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	179,175	176,604	18,649	14,466	8	9	180,025	177,047

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実の状況

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	845	832	0	0	0	0

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	85	85	181	181
非 上 場 株 式 等	1,030	1,030	1,030	1,030
合 計	1,116	1,116	1,212	1,212

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	—	—
売 却 損	111	—
償 却	—	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	59	155

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	180	36
独立行政法人住宅金融支援機構	618	500
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	7	6
その他	—	—
合 計	805	542

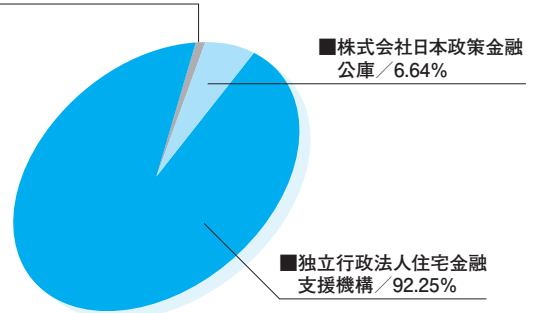
内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	63,676	87,873	71,195	126,146
	他の金融機関から	176,723	105,224	172,893	137,207
代金取立	他の金融機関向け	0	0	1	3
	他の金融機関から	1	13	0	0

令和7年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比

■独立行政法人福祉医療機構／1.11%



証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国 債	—	—

(注)地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

公共債償還実績

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国 債 ・ そ の 他 公 共 債	—	—

個人情報保護宣言

当組合は、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の適切な取扱いに関する取組み方針として「個人情報保護宣言」を制定し、個人情報保護態勢の整備や職員に対する教育の実施等、個人情報保護の取組みに積極的に対応してまいります。

—個人情報保護宣言—

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)(注)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。))を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより公表します。

1. 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙1の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報等の適正な取得について
当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人情報の第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1) お客様にお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙3に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては個人情報等の安全管理

が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが主な内容は以下のとおりです。

- 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報等の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

青森県信用組合 住所 青森県青森市大字浜田字玉川207番1

代表者 理事長 堀内 元博

[ご質問・相談窓口] 事務局 TEL 017-739-7113

FAX 017-739-7468

[苦情窓口] 総務部 TEL 017-739-7110

FAX 017-729-0962

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目です。

■ ご あ い さ つ	2
【概況・組織】	
1. 事業方針	2
2. 事業の組織 *	4
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	4
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	12
5. 自動機器設置状況	12
6. 地区一覧	12
7. 組合員数	4
8. 当組合の子会社等	12
【主要事業内容】	
9. 主要な事業の内容 *	11
10. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし
【業務に関する事項】	
11. 事業の概況 *	3
12. 経常収益 *	18
13. 経常利益 *	18
14. 当期純利益 *	18
15. 出資総額、出資総口数 *	18
16. 純資産額 *	18
17. 総資産額 *	18
18. 預金積金残高 *	18
19. 貸出金残高 *	18
20. 有価証券残高 *	18
21. 単体自己資本比率 *	18
22. 出資配当金 *	18
23. 常勤役員数 *	18
【主要業務に関する指標】	
24. 業務粗利益、業務純益及びコア業務純益等 *	18
25. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 *	18
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	21
27. 受取利息、支払利息の増減 *	18
28. 役務取引の状況	18
29. その他業務収益の内訳	21

30. 経費の内訳	18
31. 総資産経常利益率 *	21
32. 総資産当期純利益率 *	21
【預金に関する指標】	
33. 預金種目別平均残高 *	22
34. 預金者別預金残高	22
35. 財形貯蓄残高	22
36. 常勤役員1人当り預金残高	21
37. 1店舗当り預金残高	21
38. 定期預金種類別残高 *	22
【貸出金等に関する指標】	
39. 貸出金種類別平均残高 *	22
40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見込額 *	22
41. 貸出金金利区分別残高 *	23
42. 貸出金使途別残高 *	23
43. 貸出金業種別残高・構成比 *	23
44. 預貸率(期末・期中平均) *	21
45. 消費者ローン・住宅ローン残高	23
46. 代理貸付残高の内訳	34
47. 常勤役員1人当り貸出金残高	21
48. 1店舗当り貸出金残高	21
【有価証券に関する指標】	
49. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
50. 有価証券の種類別平均残高 *	22
51. 有価証券種類別残存期間別残高 *	23
52. 預証率(期末・期中平均) *	21
【経営管理体制に関する事項】	
53. 法令等遵守の体制 *	7
54. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針 *	7
55. リスク管理体制 *	6.25.26
自己資本の充実の状況 *	27.28.29.30.31.32.33
56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	12
【財産の状況】	
57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 *	14.15.16.17

58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	24
59. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細) *	19
60. 有価証券・金銭の信託等の評価 *	20.21
61. オフバランス取引の状況	21
62. 先物取引の時価情報(該当事項なし)	21
63. オプション取引の時価情報	取扱いなし
64. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	23
65. 貸出金償却の額 *	23
66. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について *	15
67. 会計監査人による監査 *	15
【その他の業務】	
68. 内国為替取扱実績	34
69. 公共債窓販実績	34
70. 公共債引受額	34
71. 手数料一覧	11
【その他】	
72. トピックス	9
73. 沿革・歩み	4
74. 継続企業の前提の重要な疑義	該当なし
75. 総代会について *	5
76. 報酬体系について *	7
77. 個人情報保護宣言	34
【地域貢献に関する事項】	
78. 地域に貢献する信用組合の経営姿勢 *	8
79. 融資を通じた地域貢献 *	8
80. 取引先への支援状況等 *	8
81. 地域サービスの充実 *	8
82. 文化的・社会的貢献に関する活動 *	8
83. 金融円滑化への取り組み	9
84. 地域密着型金融への取り組み *	9
85. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況 *	10
86. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について *	10

◆青森県信用組合 店舗マップ

令和8年6月30日現在



表紙・裏表紙の写真は、当組合の県南地区アドバイザー「工藤 直人」氏が撮影した青森県の美しい風景です。



あなたの街のコミュニティバンク

青森県信用組合

〒030-0843 青森市大字浜田字玉川207-1 TEL:017-739-7112 (大代)
URL <https://www.aomoriken.shinkumi.co.jp/>

